

船橋市重度身体障害者緊急通報装置の貸与に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、ひとり暮らし等の重度身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「ひとり暮らし等の重度身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級若しくは2級に該当するもので、かつ居宅においてひとり暮らし、又はこれに準ずる状態にあると認められるもので急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を必要とするものをいう。

（貸与資格）

第3条 緊急通報装置の貸与を受けることができる重度身体障害者は、次の各号にいずれにも該当する者をいう。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 在宅であり、ひとり暮らし、又は日中恒常的に重度身体障害者のみの状態にあると認められること。
- (3) その他市長が必要であると認めること。

（申請等）

第4条 緊急通報装置の貸与を受けようとする重度身体障害者（以下「申請者」という。）は、船橋市重度身体障害者緊急通報装置貸与申請書（第1号様式）に、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、その旨を船橋市重度身体障害者緊急通報装置貸与可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第5条 緊急通報装置の貸与は無料とし、その設置及び移転等に要する費用は市が負担するものとする。

(現況届)

第6条 緊急通報装置の貸与を受けた重度身体障害者(以下「被貸与者」という。)は、毎年1回市長が指定する日までに、現況届を市長に提出しなければならない。

(管理義務)

第7条 緊急通報装置の被貸与者は、緊急通報装置を善良な注意をもって管理しなければならない。

2 被貸与者が、その責に帰すべき事由により緊急通報装置を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸与期間)

第8条 緊急通報装置の貸与期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、市長が期間満了日までに貸与を解消する旨の措置をとらないときは、その期間を更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときもまた同様とする。

市長は、貸与期間中に被貸与者が貸与資格を喪失したときは、すみやかにその貸与を中止する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行し、改正後の重度身体障害者緊急通報装置の貸与に関する要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際限に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することが出来る。

第 1 号様式

船橋市重度身体障害者緊急通報装置貸与申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所 船橋市

申請者 氏 名

電話 ()

重度身体障害者緊急通報装置の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

[illegible]

第2号様式

船橋市重度身体障害者緊急通報装置貸与可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のありました船橋市重度身体障害者緊急通報装置の貸与については、次のとおり決定したので通知します。

1 貸与します

2 貸与しません

(理 由)

緊急通報装置貸与にあたっての注意事項

(管理義務について)

緊急通報装置の貸与を受けた者は、これを善良な注意をもって管理してください。
なお、被貸与者がその責に帰すべき事由により緊急通報装置を損傷したときは、その損害を賠償していただきます。